

建物共済の共済責任等について

●共済責任について

1 共済責任の範囲

本共済によりてん補される損害は次のとおりです。

- 一 火災による損害
- 二 落雷による損害
- 三 破裂又は爆発による損害
- 四 風水災・氷害・雪害等の自然災害による損害
- 五 車輛の飛び込み等による損害
- 六 航空機の墜落若しくは接触又は航空機からの物体の落下による損害
- 七 暴力行為による損害

(以下「火災等による損害」という。)

(注1) 第三号の破裂又は爆発とは気体によるものをいいます。

(注2) 建物内の凍結による水道管の破裂は第四号に該当します。

なお、敷地内の配管の場合は加入時見積価額に含まれていることが明らかにできる場合のみ対象とします。

(注3) 復旧費から自己負担額の1万円を控除した額を対象とします。(平成27年4月1日以降の罹災分から適用。平成26年度以前の罹災については、従前の例によります。)

ただし、共済の目的物に含まれない物件は「火災等による損害」を受けても、てん補されないこととなります。

なお、共済の目的物に生じた損害によって発生した損害賠償については、制度の対象とはなりません。

また、共済の目的物に生じた損害が「火災等による損害」であると認められる場合であっても、その損害の原因が次の免責条項に該当するときはてん補されません。

【免責条項】

- (1) 共済委託都道府県の長又は業務執行機関、その他これらを補助する者の故意若しくは重大な過失又は法令違反により生じた損害
- (2) 火災等の際の紛失又は盗難による損害

共済の目的物の紛失又は盗難による損害(これらの損害自体は、当然、てん補されません。)が火災等時に生じた場合、火災等とこれらの損害との間に相当因果関係があると認められるときであっても、これらの損害はてん補されません。

(3) 共済目的物の発酵若しくは自然発熱又は共済の目的物が加熱若しくは乾燥を受けたため生じた損害（＝経年劣化に該当します。）

※雨漏りもこれに該当します。（下記【雨漏りによる損害について】をご覧ください。）

(4) 戦争又は暴動その他の事変により生じた火災等による損害

戦争等と火災等との間に相当因果関係があると認められる場合、火災等により生じた損害であっても補われません。

(注) 「暴動その他の事変」とは、警察法第71条に規定する布告又は自衛隊の治安出動によらなければ治安の確保ができないような事態に相当する程度のものをいいます。

(5) 直接・間接とを問わず、地震又は噴火により生じた火災等による損害

【火災等による損害の範囲】

火災等による損害には、火焰により共済目的物の全部又は一部が焼失したことによる損害のほか、初期消火のため使用した消火器、火災等に随伴して生じた高熱、煙、ガス、蒸気等による損害、消防又は避難に必要とした共済目的物の破壊等による損害や消火のための放水等による損害が含まれます。

【雨漏りによる損害について】

民間損保の火災保険と同様ですが、降雨の多少にかかわらず、雨漏りは経年劣化によるものと判断され、対象外となります。（雨の吹き込みによる浸入も同様です。）ただし、例えば台風の強風により屋根が破損し、これに起因する雨漏りによる損害は、水害ではなく風害による損害として対象となります。また、大雨による浸水、水没の損害は水害として対象となります。

【水害の被害の共済範囲】

民間損保の火災保険と同様に床下浸水は対象外となりますが、床上もしくは地盤面から45cm（地下室の場合、地下室の床面を地盤面として45cmとする）を超える浸水または加入時見積価額の30%以上の復旧費が発生した場合は共済の対象となります。

※ 共済の目的物にかかる損害としては、共済対象とする火災等による損害のほかに、例えば、地震若しくは噴火による損害等が考えられますが、附帯事業としてこれら火災等による損害以外の損害を対象とする「災害見舞金交付制度」があります。

●附帯事業について

1 災害見舞金の交付

共済の目的物が「火災等による損害」以外の損害を受けた場合、損害の種類及び程度が次の要件に該当するときは、災害見舞金を交付します。

(1) 損害の種類

直接・間接を問わず、地震若しくは噴火又はこれらによる津波による損害

(2) 損害の程度

復旧費のうち1万円を自己負担とし、1万円を超える額について交付されます。

●共済の目的物が罹災した場合

1 共済の目的物が罹災した場合の対応

共済の目的物が罹災した場合は、電話等により直ちにその概況を財産経営課へ連絡するとともに、別途その詳細について次に掲げる書類を用意してください。

(1) 消防署の罹災証明書（大規模災害等においては、なくても可）

(2) 罹災現場写真（罹災現場の状況が分かるように多角的に撮影したもの）

(3) 罹災建物平面図及び配置図（出火場所、罹災部分及び写真撮影箇所を明示したもの）

(4) 罹災物件復旧見積書・請求書

(5) その他新聞の切抜きなどの参考書類